



11月はいじめ撲滅強調月間

11月はいじめ撲滅強調月間になっています。

毎年、11月の学校だよりではこの話を載せています。いじめは「いつでも、どこでも、だれにでも」起こりうることです。テレビや新聞等にかかるものだけがいじめではありません。平成25年にいじめ防止対策推進法が施行されました。この法律におけるいじめは第2条に以下のように定義されています。

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

「児童生徒同士で何かしらの行為があつて、相手がいやだと感じたらいじめとする」となっています。そこにはいじめた側が、いじめたつもりがなくても何気ない一言であっても、相手が嫌だと感じたらいじめとしますということになります。

今は多様性の時代と言われています。同じ言葉を聞いても、捉え方は人様々です。自分と同じではありません。何気ない一言で大きな事故につながらないように、早期発見・早期対応しようとの考えからきています。自分だけではなく相手の立場や考えを大切にしていこうというものです。

本校では月に1回アンケート調査を行うなど、いじめ防止・早期発見に努めていますが、それですべてが分るわけではありません。気になることがあれば担任や学年の先生にご相談ください。学校に話しづらいことであれば電話による相談窓口がいくつかあります。参考に埼玉県資料を載せておきますのでご活用ください。

電話相談窓口

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/26410/hogosya2.pdf>)

○子どもスマイルネット (10:30~18:00) 048-822-7007

○よい子の電話教育相談 (24時間) 0120-86-3192 Eメール相談 soudan@spec.ed.jp

○埼玉いのちの電話 (24時間) 048-645-4343 (16:00~21:00) 0120-783-556

○さいたまチャイルドライン (16:00~21:00) 0120-99-7777 <https://childline.or.jp/>

○埼玉県こころの電話 (9:00~17:00) 048-723-1447

○子どもの人権110番 (8:30~17:17) 0120-007-110 <https://www.jinken.go.jp/kodomo>

○埼玉県警察少年サポートセンター (8:30~17:15) 048-861-1152

□いじめ通報窓口 (埼玉県教育委員会) <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/ijime-soudan-form.html>

※お問い合わせ 埼玉県県民生活部青少年課 TEL048-830-2907